

「ニュースリリース」をお読みいただく前に必ずご確認ください。

本資料および、「ニュースリリース」に記載されている内容は、このニュースリリースが作成された時点のものとなります。また、この保険の内容については、以下にご注意ください。

なお、本資料および、「ニュースリリース」は保険契約を目的としたものではありません。この保険の詳細については、「パンフレット」などをご覧ください。

- この保険は、解約払戻金額・年金原資の最低保証はありません。
- この保険を解約・減額される際には、解約控除をご負担いただく場合があります。
- ご契約日から3年経過前に目標値に到達しても、一般勘定へは移行しません。
- ご契約後、目標値を変更することはできません。
- この保険は、特別勘定の運用実績に基づき、災害死亡給付金額・死亡給付金額・積立金額・解約払戻金額などが日々変動(増減)する変額個人年金保険(生命保険)です。特別勘定の資産運用は、主に株式・債券などに投資をする各投資信託を通じて行われるため、株価や債券価格などの変動により、解約払戻金額などはお払い込みいただいた保険料の合計額を下回る場合があります。

【諸費用について（この商品にかかる費用は、つぎの合計となります）】

	項目	費用
ご契約時	契約初期費用	特別勘定への投入前に一時払保険料の5%を控除します。
運用期間中	保険関係費用	積立金額に対して、被保険者年齢・目標値に応じた年率1.73%~2.71%/365を毎日控除します。
	運用に関する費用*1*2	各特別勘定ごとに定められたつぎの年率/365を毎日控除します。 国内株式：年率0.2205%(税抜0.21%)程度 国内債券：年率0.063%(税抜0.06%)程度
	契約維持管理費	この保険には、契約維持管理費はありません。
	積立金移転費	この保険には、積立金移転費はありません。(この保険は、積立金の移転を行うことは出来ません。)
年金支払開始日以後	保険関係費用(年金管理費)*2	年金額に対して1.0%を毎年の年金支払日に控除します。
解約・減額時	解約控除	解約控除額=解約・減額日の積立金額※1×0.2%+{(解約・減額日の積立金額※1-解約・減額日の基本保険金額※2)×20%}※3 ※1 減額の場合、減額日に減額する積立金額となります。 ※2 減額の場合、減額日に減額する基本保険金額となります。 ※3 同金額が負となる場合はゼロとします。

\*1 主な投資対象となる投資信託の信託報酬を記載しています。運用に関する費用には信託報酬の他、信託事務の諸費用・有価証券の売買委託手数料などがかかる場合があります。これらの費用は取引量などによって変動しており、費用の発生前に具体的な金額や割合を確定することが困難なため、表示しておりません。

\*2 これらの費用は将来変更される可能性があります。

各 位

平成17年12月20日

T & Dフィナンシャル生命保険株式会社

## 「無配当変額個人年金保険（最低死亡保証・ 型）」の認可取得について ～ 銀行等窓販の第三次解禁に対応～

T & D保険グループのT & Dフィナンシャル生命保険株式会社（社長：竹内 致夫）は、平成17年12月22日からの銀行等窓販の第三次解禁に対応した新たな変額年金保険である「無配当変額個人年金保険（最低死亡保証・ 型）」の認可を取得しましたのでお知らせいたします。

「無配当変額個人年金保険（最低死亡保証・ 型）」は、生涯に亘って万一の場合に備える『終身保障』機能と変額年金保険としての高い運用機能をパッケージ化した商品です。

同商品の最大の特長は、運用期間終了後の選択肢として、従来の年金受取、一括受取に加えて、規制緩和により取扱いが可能となった『終身保障』を新たに追加した点であり、さらに「自動利益確定機能」や「最短4年での年金受取」をはじめ、高水準の流動性と自在性を備えることで、お客さまのライフスタイルに合わせてシフトすることが可能な多面的で独自性のある商品性を実現しております。

当社は、同商品を無配当変額個人年金保険（年金原資保証・ 型）と併せて、当社の主軸商品と位置付け、金融機関へ順次提供を進めていくとともに、今後もお客さまニーズに応えることのできる商品・サービスを提供し、変額年金マーケットでのトップブランドの地位を目指してまいります。

### 1. 無配当変額個人年金保険（最低死亡保証・ 型）の主な特長

#### 終身保障移行特則

～ 年金でのお受け取りに代えて一生涯の死亡保障を選択することができます。

#### 自動利益確定機能

～ 契約日からその日を含めて3年経過以後、積立金額がお客さまに設定いただいた目標値に到達した場合、自動的に一般勘定に移行し利益が確保されます。

～ 目標値は基本保険金額（一時払保険料）の110%と120%から選択することができます。

～ 契約日からその日を含めて3年経過以後は、解約控除なく、資金を引き出すことができます。

#### 最短4年での年金受取

～ 運用成果はご契約日より最短4年で年金としてお受け取りいただけます。

～ 年金のお受け取りは、確定年金【前厚型】、保証金額付終身年金など多彩な年金受取方法から選択することができます。

商品概要については、【別紙】をご参照ください。

## 2. 無配当変額個人年金保険（最低死亡保証・型）開発の背景

平成17年12月22日より、銀行等窓販規制が緩和され、銀行等金融機関において、従来の個人年金保険に加えて、一時払終身保険等の販売が可能となります。

当社はこの規制緩和をビジネスチャンスと捉え、今後、マーケット規模の拡大が予測される<sup>1</sup>「団塊の世代」を中心とする中高年齢層マーケットにターゲットを絞り、従来より変額個人年金に求められている収益性「ふやす」ニーズに加え、従来の変額個人年金では実現できなかった生涯保障や相続対策等の終身保障「のこす」ニーズ<sup>2</sup>と中高年齢層の金融商品の選択基準として重要視されている流動性「つかう」ニーズ<sup>3</sup>に着目し、「団塊の世代」の多様化するライフスタイルに応じて、これら3つのニーズを満たす機能を最適な形で提供できる独自性のある商品の開発を検討してまいりました。

当社は新たな商品のご提供にあたり、すでに金融機関の皆さまに馴染みのある変額個人年金に先述の特長を加味し付加価値を高めた「無配当変額個人年金保険（最低死亡保証・型）」を提供することで、金融機関における保険ビジネスの一層の拡大・安定化に寄与できると判断し、今般の開発に至りました。

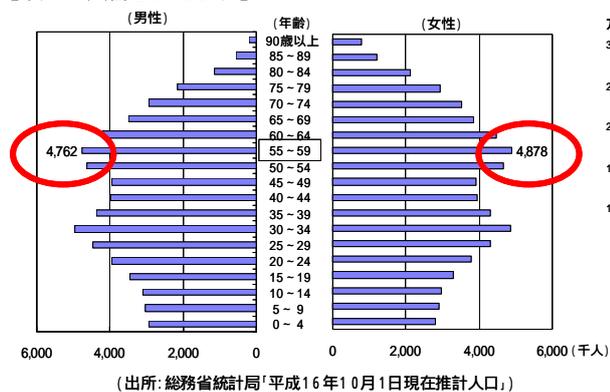
1：【表1】、【表2】ご参照      2：【表3】ご参照      3：【表4】ご参照

### < 参考資料 >

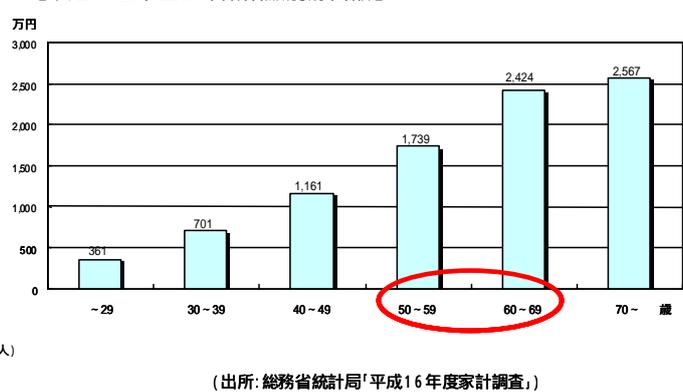
#### 1. 中高年齢層マーケット規模の拡大

「団塊の世代」が定年退職を迎える今後、高い貯蓄額を有する中高年齢層（50歳～60歳代の平均貯蓄額は約2,000万円）の人口は更なる増加が予測されており、「団塊の世代」を中心とする中高年齢層マーケットは一層の規模拡大が見込まれます。（下表ご参照）

【表1：人口ピラミッド】



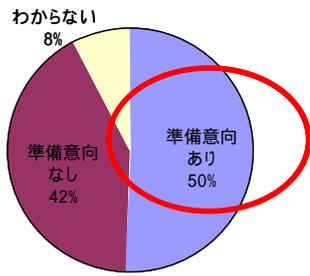
【表2：世帯主の年齢階級別貯蓄額】



#### 2. 中高年齢層マーケットの死亡保障ニーズと流動性ニーズ

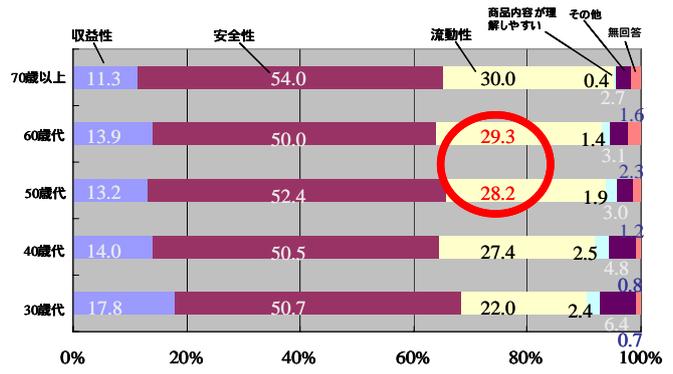
定年が近づく50歳代では、50%の方が死亡保障に対する今後の準備意向を持っており、生涯保障や相続対策等の終身保障ニーズが窺えます。また、中高年齢層の金融商品選択基準として、流動性も重要な要素となっております。（下表ご参照）

【表3：死亡保障に対する今後の準備意向（50～59歳）】



(出所：生命保険文化センター「平成16年度 生活保障に関する調査」)

【表4：金融商品の選択基準】



(出所：金融広報中央委員会「家計の金融資産に関する世論調査(平成16年)」)

以上

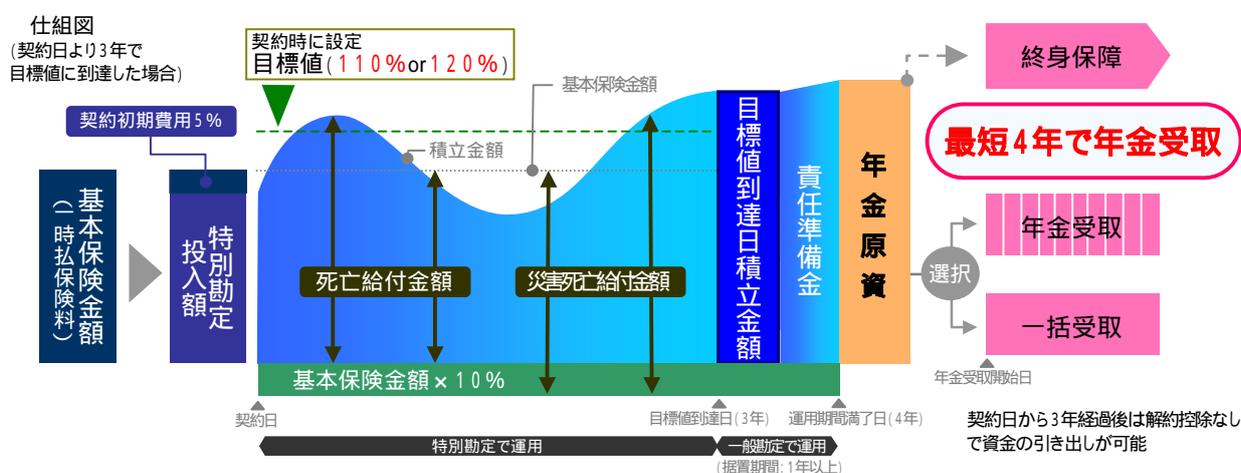
## 「無配当変額個人年金保険（最低死亡保証・型）」の商品概要

### 1. 商品概要

#### 【運用期間満了日までに積立金額が目標値に到達した場合】

契約日より3年経過以後、積立金額が目標値に到達した場合、その時点の積立金額が自動的に一般勘定に移行されます。

一般勘定に移行後、最短1年間据え置いた後、運用成果を年金で受取ることができます。また、終身保障移行特則を選択して生涯にわたり死亡保障を継続することもできます。この場合、一般勘定での運用を継続します。

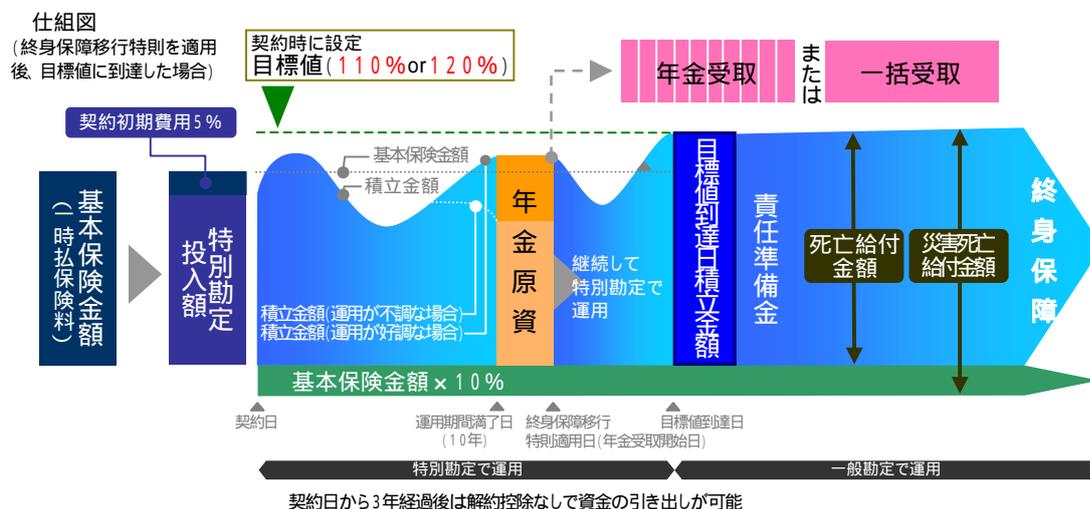


#### 【運用期間満了日までに積立金額が目標値に到達しなかった場合】

年金受取開始日に終身保障移行特則を適用することにより、生涯にわたり死亡保障を継続することができます。この場合、目標値に到達するまで特別勘定での運用を行います。

終身保障移行特則へ移行後、目標値に到達した場合、その時点の積立金額が自動的に一般勘定に移行されます。

運用期間満了時の運用成果をもとに年金受取や一括受取を選択することもできます。



## 2. 運用

国内株式・国内債券の2本の特別勘定に50%ずつ投入して運用します。

## 3. 保障

### 【死亡給付金】

特別勘定での運用中の死亡給付金は、「積立金額」と「基本保険金額」のいずれか大きい金額となります。

一般勘定での運用中の死亡給付金は、責任準備金に相当する金額となります。

### 【災害死亡給付金】

災害死亡給付金は、「死亡給付金額」に「基本保険金額の10%相当額」を加算した金額となります。

### 【終身保障移行特則】

年金受取開始日に終身保障移行特則を適用し、契約の全部または一部を終身保障に移行することができます。

### 【新遺族年金支払特約】

死亡給付金・災害死亡給付金等を、一時金にかえて確定年金〔定額型〕で受取ることができます。

## 4. 年金

お客様のニーズに合わせて、多彩な年金受取方法から選択することができます。

年金種類	年金受取期間	保証期間
確定年金(定額型)	5・10・15・20・25・30・36年	
確定年金(前厚型)	10・15・20・25・30・36年	
保証期間付終身年金	終身	5・10・15・20年
保証金額付終身年金		
保証期間付夫婦連生終身年金		10年

## 5. 一般勘定への移行

### 【自動移行】

契約日から3年以上経過し、積立金額が目標値に到達した場合、自動的に一般勘定での運用に移行されます。

### 【任意移行】

契約日から3年以上経過した場合、任意で一般勘定での運用に移行することができます。

## 6. 取扱基準

被保険者契約年齢	30歳～75歳(満年齢)
基本保険金額	300万円～5億円(1,000円単位)
運用期間	10年
保険料払込方法	一時払のみ

以上